

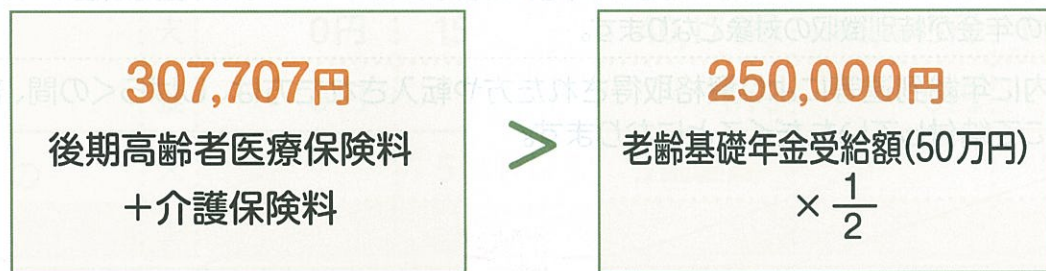
保険料

保険料徴収方法の判定例

老齢基礎年金50万円、老齢厚生年金270万円(年金合計320万円)を受給し、介護保険料年額86,040円^(注)を年金から差し引かれている場合。

(注)介護保険料はお住まいの市町村によって異なります。

- ①まず、上記の年金収入320万円の場合、後期高齢者医療保険料は221,667円になります。
- ②2種類の年金ともに年額18万円以上ですが、老齢基礎年金は特別徴収対象年金では、もともと優先されますので、老齢基礎年金の額をもとに徴収方法(特別徴収または普通徴収)の判定をします。
- ③老齢基礎年金受給額(50万円)と、後期高齢者医療保険料と介護保険料との合算額(307,707円)とを比較し、判定を行います。



判定の結果、後期高齢者医療保険料のお支払いは普通徴収となります。

※各市町村における判定の際は、1回当たりの年金給付額に対して、実際に徴収される予定の1回当たりの介護保険料額と後期高齢者医療保険料額の合計額が2分の1を超えるかどうかで判断します。

! 社会保険料控除について

後期高齢者医療保険料を支払った方については、所得税および個人住民税の申告の際、社会保険料控除の適用が受けられる場合があります。これにより、世帯全体でみたときの所得税・個人住民税の負担額が変わる場合がありますので、十分ご注意ください。なお、申告等の内容につきましては、所得税は管轄する税務署、個人住民税は管轄する市町村までお問い合わせください。